

血統登録普及推進表彰要領

制定	昭46.	3. 24		
改正	昭46.	1. 23	昭51.	3. 9
	昭52.	2. 4	昭60.	3. 6
	平 8.	4. 1	平20.	4. 1

(目 的)

- 1 本会は、血統登録の普及推進を図るため、この要領によって貢献度が高いと認められる都府県支部・承認団体に対し、予算の範囲内において表彰し記念品を贈るものとする。

(表 彰)

- 2 表彰は、当該年度終了後の6月に行うものとする。

(表彰の算定)

- 3 表彰は、当該年度及びその前年度の実績を勘案して行うものとする。
- 4 表彰基準並びに算定方式は、別に定めるものとする。

(表彰点数)

- 5 表彰点数は、殊勲賞1点、敢闘賞2点、努力賞5点とする。ただし、実績により点数を変更することがある。

(実施期間)

- 6 この要領は、平成20年度から当分の間実施する。

[別 記]

表彰基準並びに算定方法

- 1 血統登録申込頭数（雌・雄）を対象とする。
- 2 当該年度の血統登録申込件数が一定の頭数（都府県平均－標準偏差／2）以上のものを選出の対象とする。
- 3 各都府県別に、次の式に基づき指数を算出する。

$$I = a X + b Y + c Z + \alpha / 10 + \beta / 1000$$

I：指 数

X：当該年度の前年度における血統登録申込頭数対前年増減率（％）

Y：当該年度の血統登録申込頭数対前年増減率（％）

Z：当該年度の血統登録申込頭数の過去5年平均に対する増減率（％）

a：定数（a=0.5）

b：定数（b= 1）

c：定数（c= 1）

α ：血統率（％）

$$\alpha = \frac{\text{当該年度及びその前年度の血統登録頭数}}{\text{2歳未満飼養頭数}} \times 100$$

注）2歳未満飼養頭数：当該年度の前年2月1日現在における農林水産省発表の畜産統計による。

β ：発表前年度の血統登録申込頭数

- 4 発表前年度の血統登録申込頭数の対前年比が100％以上のものを選出の対象とする。